

第百八十六号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年十二月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第二項第一号中「百分の百（）」を「百分の百二・五（）」に、「百分の百二十」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百三十」を「百分の百三十二・五」に改め、同項第二号中「百分の百二・五」を「百分の百五」に改め、同項第三号中「百分の四十七・五」を「百分の五十」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十五」に改める。

附 則

（施行期日等）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

第二条 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二十一条の二第二項及び次条の規定は、令和元年十二月一日から適用する。

（勤勉手当に関する特例措置）

第三条 令和元年十二月に支給する勤勉手当に係る改正後の条例第二十一条の二第二項の規定の適用については、同項第一号中「百分の百二・五」とあるのは「百分の百五」と、「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百二十五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百三十五」と、同項第二号中「百分の百五」とあるのは「百分の百七・五」と、同項第

三号中「百分の五十（）」とあるのは「百分の五十二・五（）」と、「百分の六十」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の五十五」とあるのは「百分の五十七・五」とする。

（給与の内払）

第四条 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（提案理由）

東京都人事委員会勧告等に伴い、職員の給与を改定する必要がある。